

会社に疑問を投げかけたことで 成果が出ました！！

9月30日、台風24号が近づく最中の9時15分頃、W行路（Wトンボ）明けの乗務員に対して、久米助役から「待機しても帰宅できない（交通手段なし）恐れがあるので、9時30分に退出して下さい」と指示がありました。

そのことに対して、当該乗務員の中に居合わせた東海労組合員二人（A、B）が、久米助役の指示に対して「退出後の勤務認証は、『通勤障害』になるのか？」と尋ねましたが、久米助役は答えられませんでした。

組合員Aが、退出時、運転科長に対して、「交通機関が動かなくなるから、早く退出を受けさせる事はいいが、通勤障害になるのか、ならないのか判断してもらわないと、労働労働時間が削られて損をしたくない人は、待機を希望する乗務員もいる」等、勤務認証について質問しましたが、この場では判断出来ないということで、地本を通じ、今回の現場が9時30分に退出させた勤務認証について支社に問い合わせました。

結果として、今回のW行路明け9時30分退出については、「特殊な取り扱い」として所定のW行路の労働時間とすることになりました。

これは、現場でもしっかり疑問に対して即応したことと、地本からも支社に対応したことの成果だと言えます！

しかし、今回は会社の不手際があり、「特殊な取り扱い」としたものの、何と次回同じようなケースに対しては、会社は、所定労働時間を退出命じた時間でカットすると言ってきています。

あらかじめ勤務指定されていた行路に対して、災害において、勝手に就労を切って、給料カットは、納得行きませんよ！！

ちゃんと帰宅時も通勤災害として認めよ！！

東海労は、これからも職場で疑問に思うことは、放置せず、ドシドシ会社に疑問を投げかけ乗務員の皆さんの期待に応えて行きます！！